

行政手続部会取りまとめ（抜粋）

【行政手続部会取りまとめ ～行政手続コストの削減に向けて～（平成29年3月29日行政手続部会）抜粋】

【取組の内容】

削減目標は、削減率 20%とする。

(注1) 「国税」については、次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。

1. 「国税」については、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 我が国では、多くの諸外国と異なり、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされていること。
 - ② 消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であること。
2. 諸外国の税分野における行政手続コスト削減の要因は明確ではないが、少なくとも電子申告の利用率の大幅な向上が寄与していると考えられることに鑑み、次の数値目標を設定する。
 - ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率 100%。
 - ② 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率 85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-tax）の利用率 100%。
3. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。
 - ① 電子納税の一層の推進
 - ② e-tax の使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
 - ③ 地方税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

(注2) 「地方税」については、「国税」と類似の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。取組に当たっては、地方公共団体の理解・協力を得ながら進める。

1. 国税の数値目標も踏まえ、次の数値目標を設定する。
 - ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（eLTAX）の利用率 100%。
 - ② 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（eLTAX）の利用率 70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（eLTAX）の利用率 100%。
2. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。
 - ① 電子納税の推進
 - ② eLTAX の使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
 - ③ 国税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）